令和７年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 10 回）議事録

■日時　　令和８年３月 23 日（月）　午前 10 時 00 分～午前 10 時 22 分

■場所　　対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下部会長、荒井委員、飯泉委員、尾崎委員、玄委員、高橋委員、速水委員、山口委員

■議事内容

環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

「王子駅前地区再開発計画」

⇒　【大気汚染】【騒音・振動】【水質汚濁】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【生物・生態系】【日影】【電波障害】【風環境】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について審議を行い、【大気汚染　騒音振動　共通】の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和７年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第10回）
速 記 録

令和８年３月23日（月）

対面及びオンライン併用

（午前10時00分　開会）

○藤間アセスメント担当課長　定刻になりました。本日は、東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただきありがとうございます。本日の進行はアセスメント担当課長の藤間が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員12名のうち９名の御出席をいただいており、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長　山下でございます。よろしくお願いいたします。議事に入ります前に傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

（傍聴人入室）

○藤間アセスメント担当課長　傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○山下部会長　それでは、ただいまから令和７年度東京都環境影響評価審議会第10回第一部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、「王子駅前地区再開発計画」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、次第１の「王子駅前地区再開発計画」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。

本日は事業者の出席はございません。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長　それでは、３ページの資料１－１を御覧ください。

１　選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの15項目です。

選定した項目について委員からの意見がございますので、ご説明いたします。

【大気汚染　騒音・振動　共通】の項目です。

施工計画では、隣接する区域の建設事業と工事工程が重複する期間があり、工事用車両の走行経路も重複することから、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動について、可能な範囲で隣接する他事業の影響も考慮して予測し、環境保全のための措置等を検討すること。

こちらにつきましては、後ほど担当の委員から補足の説明をいただきます。

続きまして、

２　選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、地形・地質の２項目です。こちらの項目についての意見はございませんでした。

３　都民の意見書及び周知地域区長の意見は、４ページからの別紙のとおりとなります。４ページを御覧ください。

１　意見書等の件数は、都民からの意見書は 12 件、周知地域区長からの意見は、北区長の１意見があり、合計 13 件でした。

次に、２　都民からの主な意見を提出された都民からの意見のうち、主に環境の保全の見地からの意見について説明いたします。

（１）大気汚染についてです。

「二次生成物やタイヤの摩耗による粉じん、砂埃等の巻き上げ粉じんは対象としない」旨の記載があるが、周辺住民に影響があり、予測・評価が必要。また、解体工事が最初に行われるため、一般粉じんの予測・評価が必要。

気象の調査時期・期間は四季に７日間とされているが、年間の連続観測を実施すべき。

ほか３点の意見がございました。

（２）悪臭についてです。

本事業は石神井川の悪臭発生箇所（対策実施中の箇所）に橋梁を造る計画となっているため、悪臭への影響を項目として選定すべき。

（３）騒音・振動についてです。

周辺には中高層住宅が多数あるため、地上付近の高さのみでの予測では不十分。建設機械の稼働や施設の稼働については、高さ方向の騒音値を示すべき。

設備機器を屋外に設置する場合には、騒音・振動・低周波音の影響について予測・評価すべき。

（４）土壌汚染についてです。

計画地は土壌汚染が確認されており、工事に伴う汚染拡散の可能性を勘案し、入念な現地調査を行い、処理対策に万全を期すべき。

（５）日影についてです。

「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」では、商業地域が日影規制対象区域になっていないため、評価の指標として不十分。

飛鳥山公園の樹林への日影時間が増えることによる植物の生育が悪くなるおそれがあり、飛鳥山への日影の影響を調査すべき。

ほか２点の意見がございました。

（６）電波障害についてです。

反射波が他の高層建築物にぶつかり、全く予想し得なかった場所に反射障害が生じる可能性もあり、北区新庁舎も含めた周辺の中高層建築物は全て考慮し、予測・評価すべき。

（７）風環境についてです。

高層建物による強風で通行が危険となる。

計画建物には北西側と南側に低層部張出しがないため、北西風と南風を直接受け、貫通道路と高架橋脇の２箇所の強風域ができることが図面から想定でき、風環境の問題が確実に発生することを認識し、調査、予測・評価を行うべき。

他９点の意見がございました。

（８）景観についてです。

景観の面で、王子の街特有の下町の雰囲気などの個性が損なわれ、無機質で無個性な街になることを懸念する。

調査、予測・評価の代表的な眺望地点は区民が慣れ親しんだ滞留する場所が含まれていない。「北区景観百選」などで選ばれている「北とぴあ展望ロビー」「名主の滝公園」などの地点を追加すべき。

他６点の意見がございました。

（９）史跡・文化財についてです。

当該地はかつて、渋沢栄一の興した王子製紙の重要な史跡であり、その歴史的重要さは文化財の史跡にも匹敵する。遺構調査なども十分に行うべき。

（10）自然との触れ合い活動の場についてです。

音無親水公園及び石神井川遊歩道は、ともに明治通りの工事用車両走行などで利用経路に影響が出る可能性があり、予測評価地点に、音無親水公園と石神井川遊歩道王子～板橋コースを追加すべき。

王子駅前公園（三角公園）は貫通道路で敷地が大きく減少し、ここの利用は本事業で大きな影響を受けるため、現地調査、予測・評価地点に追加すべき。

(11)温室効果ガスについてです。

高さ190m、延床面積270,000㎡の建築物は計算によると建設時には約216,000～324,000t-CO_2、運用時には約13,500～21,600t-CO_2/年が排出され、大量のCO_2の排出は温暖化に拍車をかける。

その他、（12）全般事項として、12点の意見がございました。

続きまして、

３　周知地域区長からの意見を説明いたします。

北区長からは、総論として、

区では令和５年２月に「北区環境基本計画2023」を策定し、「安全・安心で、快適に暮らせるまち」を基本目標の一つとして定め、北区を特徴づける優れた景観の保全や地域美化の推進、環境汚染の低減に努めている。このため、環境影響評価の手続きや事業者実施にあたっては、地域住民の意見を十分に検討するとともに、区及び関係機関と十分協議し、環境保全対策に万全を期されたい。

本開発事業は施工期間が長期にわたることから、交通渋滞等、周辺住民の生活環境への影響が懸念される。このため、工事の進捗状況や交通対策等について、適宜、住民、区及び関係機関に対し十分な説明を行うなど、理解と協力が得られるよう努められたい。

解体工事及び建設工事に伴う建設機械の稼働、並びに工事用車両の走行に伴う生活環境への影響について、計画地周辺に住居、学校、飲食店、複数の路線及び公園等が存在していることを踏まえ、影響範囲が最小限となるよう努められたい。

計画地内で実施された既往調査において土壌汚染が確認されていることから、工事の施行中における汚染拡散の可能性を勘案し、法令に基づき、入念に現地調査を行うなど、土壌汚染対策に万全を期されたい。

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用、ＺＥＢ等の環境性能の高い建築物の導入、さらには二酸化炭素の吸収にも寄与する計画地内の緑化を積極的に推進すること、また、廃棄物の発生抑制・減量化及び資源化を図るなど、

あらゆる手法を活用して環境負荷の低減に取り組み、温室効果ガスの排出抑制に努められたい。

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応されたい。

との御意見をいただきました。

また、各論として、

１．大気汚染

施工計画から推測すると、東街区の着工時点では、橋梁や貫通道路は未着手であると考えられる。このため、工事進捗に伴って発生する排出ガスによる大気質への影響については、工事用車両の走行経路の変化等を踏まえた予測・評価を実施されたい。

２．騒音・振動

今後の設備設置計画において設備機器を屋外に設置する場合には、工事完了後における設備機器の稼働に伴う周辺環境への騒音・振動・低周波音の影響について、予測・評価を実施されたい。

３．水質汚濁

計画書に記載している現状の河川水質状況は、本事業の河川水質・流量調査地点と、水質的に大きな隔たりが見受けられる。現地調査においては、予測・評価の前提条件を明確に整理し、適切に予測・評価を実施されたい。

４．日影

計画建築物は相当な高さとなることが予定されており、計画地周辺に日影の影響を及ぼすことが考えられる。よって調査範囲の設定は、計画地周辺における太陽光・太陽熱利用をしている住宅や施設などを考慮したうえで、予測・評価されたい。

日影調査地点については、日影が長くなることを考慮し、計画地東側（石神井川以東）の住宅地を含めていただきたい。また、日影の検討に当たっては、複合日影による予測・評価を実施されたい。

５．風環境

本開発事業では、計画建築物は相当な高さとなることが予定されているため、計画地周辺の住居、学校、複数の路線や公園等、地域特性を十分考慮し、高層建築物が及ぼすビル風による影響を把握した上で、詳細に予測・評価されたい。

予測の対象時点である「本事業による植栽が安定した時点」では、数年間は風環境が悪化した状態が継続するおそれがあるため、その期間における風環境についても、予測・評価を実施されたい。

６．景観

景観調査地点については、広域的な景観要素となることから、【滝野川馬場ふれあい歩道橋】、【都電荒川線滝野川一丁目駅】、【名主の滝公園】及び【北とぴあ展望ロビー】の４か所についても、予測・調査を実施されたい。

７．その他

自動車動線計画図によると、貫通道路及び明治通りは左折イン左折アウトになっており、都道 306 号（明治通り）から計画地への入出場には特別区道 2027 号線を通行することになる。計画地周辺の交通量が現在より増加することが予想されるため、関係車両の走行に伴って発生する排出ガスによる大気質への影響や騒音・振動について、周辺住民への影響が最小限となるよう適切な予測・評価を実施されたい。

との御意見をいただきました。

説明は以上となります。

○山下部会長　ありがとうございます。本件調査計画書において、「選定した環境影響評価の項目」が、計画書の 108 ページに示すとおり 15 項目、109 ページから 111 ページにその選定理由が掲げられています。

また、意見書等については、都民から、ただいま、御説明がありましたように 12 件。周知地域区長からの意見１通、合計 13 件が寄せられております。

この本件については、選定した環境影響評価の項目において委員から意見がありました。項目を御担当されております委員の皆様から補足の説明などをお願いいたします。

騒音・振動について、高橋委員、いかがでございましょうか。

○高橋委員　騒音・振動を担当しております高橋です。

大気汚染との共通の意見になりますが、この事業では、隣接する区域に王子の印刷工場の工事が現在進行中で、さらに近い将来に、北区の新庁舎を建設するという工事も予定されております。

ということで、私は、騒音・振動に関してだけ申し上げますが、本事業だけによる建設作業による騒音・振動、あるいは、工事用車両の走行に伴う騒音・振動だけではなくて、実際には隣接する事業の影響も含んだ騒音・振動が発生すると予想されますので、できるだけ、

簡単ではないかもしれませんが、他事業とできるだけ情報共有をしていただいて、それと合わせた予測評価ができるようにしていただきたいという趣旨で、この意見をつけさせていただきました。

○山下部会長　ありがとうございます。

続きまして、大気汚染について速水委員、お願いいたします。

○速水委員　この意見は、騒音・振動に関して出されたものですが、大気汚染にも関わるため、騒音・振動と同様に他事業の影響を予測していただけたらと思い賛同しました。

○山下部会長　ご説明ありがとうございました。

御欠席の委員から、事務局でコメント等を預かっているでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長　特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、委員方からただいまの説明について御意見などがございますでしょうか。御質疑をお願いしたいかと思います。

御意見、御質問のある委員の方は挙手をお願いいたします。

（無し）

よろしいでしょうか。

それでは、これ以上特に御意見がないようですので、引き続きまして総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長　それでは、11ページの資料１―２を御覧ください。

資料１－２は、環境影響評価調査計画書について、第１として、部会での審議経過、第２として審議結果、第３としてその他の事項を記載してございます。

読み上げます。

「王子駅前地区再開発計画」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第１　審議経過

本審議会では、令和８年２月４日に「王子駅前地区再開発計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第１項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染　騒音・振動　共通】の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので省略させていただきます。

第３　その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

次ページに付表がございます。付表については御覧のとおりでございます。

説明は以上となります。

○山下部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員から御意見などがございますでしょうか。お願いいたします。

（無し）

特にこれ以上の御意見がないようですので、本件の総括審議を終了いたします。

ただいま説明がありました内容で次回の総会に報告をいたします。

最後に、「その他」ですが、何かございますでしょうか。

特にございませんので、これをもちまして本日の第一部会を終わります。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退室ボタンを押して御退出ください。

（傍聴人退室）

（午前10時22分　閉会）